

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	就学援助関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山口市教育委員会は、就学援助関係事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講ずることにより、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山口市教育委員会

公表日

平成31年3月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	就学援助関係事務
②事務の概要	<p>【事務の概要】</p> <p>学校保健安全法及び山口市就学援助費交付要綱の規定に基づき、義務教育の円滑な実施に資することを目的として、経済的理由で就学困難と認められる市内の小中学校に在学する児童生徒又は就学予定者の保護者に対し、学校で必要となる諸経費の援助を行っている。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）及び山口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①援助費の交付に係る申請等の受理、審査、応答 ②医療券交付願の受理、審査、応答</p> <p>なお、上記の事務に関して、番号法別表第二及び番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則に基づき、各情報保有機関と中間サーバー及び情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	学務情報システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
就学援助情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一の27の項 ・山口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第一の9の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二26、87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19、44条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二38の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第24条 ・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 ・山口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第一の12の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	山口市教育委員会学校教育課
②所属長の役職名	学校教育課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	山口市総合政策部広報広聴課市民相談室 〒753-8650 山口県山口市亀山町2番1号 電話 083-934-2886
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	山口市教育委員会学校教育課 〒753-0074 山口県山口市中央五丁目14-22 電話 083-934-2862

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月25日	表紙_評価書名	学校保健安全法医療費援助関係事務 基礎項目評価書	就学援助関係事務 基礎項目評価書	事後	
平成27年12月25日	表紙_個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	山口市教育委員会は、学校保健安全法医療費援助関係事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講ずることにより、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	山口市教育委員会は、就学援助関係事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講ずることにより、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
平成27年12月25日	I 関連情報_1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務_① 事務の名称	学校保健安全法医療費援助関係事務	就学援助関係事務	事後	
平成27年12月25日	I 関連情報_1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務_② 事務の概要	<p>【事務の概要】 学校保健安全法の規定に基づき、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るとともに、学校感染症等に対応するため要保護・準要保護の児童生徒に対する医療費援助を行っている。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①対象疾病に罹患した要保護・準要保護の児童生徒の保護者から医療券交付願を受付 ②保護者へ医療券を交付 ③医療機関から医療券に対する医療費請求を受理 ④医療機関へ医療費支払を実施</p> <p>なお、上記の事務に関して、番号法別表第二に基づき、各情報保有機関と中間サーバー及び情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	<p>【事務の概要】 学校保健安全法及び山口市就学援助費交付要綱の規定に基づき、義務教育の円滑な実施に資することを目的として、経済的理由で就学困難と認められる市内の小中学校に在学する児童生徒の保護者に対し、学校で必要となる諸経費の援助を行っている。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)及び山口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①援助費の交付に係る申請等の受理、審査、応答 ②医療券交付願の受理、審査、応答</p> <p>なお、上記の事務に関して、番号法別表第二に基づき、各情報保有機関と中間サーバー及び情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月25日	I 関連情報_2. 特定個人情報ファイルの名称	学務情報ファイル	就学援助情報ファイル	事後	
平成27年12月25日	I 関連情報_3. 個人番号の利用_法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の27の項	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第9条第1項及び別表第一の27の項 山口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 	事後	
平成27年12月25日	I 関連情報_4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携_②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二26、87の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二38の項	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二26、87の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二38の項 ・番号法第19条第14号及び番号法第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則 ・山口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	
平成27年12月25日	II しきい値判断項目_1. 対象人数いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成27年10月1日 時点	事後	
平成27年12月25日	II しきい値判断項目_2. 取扱者数いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成27年10月1日 時点	事後	
平成29年12月28日	I 関連情報_1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務_②事務の概要	【事務の概要】 学校保健安全法及び山口市就学援助費交付要綱の規定に基づき、義務教育の円滑な実施に資することを目的として、経済的理由で就学困難と認められる市内の小中学校に在学する児童生徒の保護者に対し、学校で必要となる諸経費の援助を行っている。 (略) なお、上記の事務に関して、番号法別表第二に基づき、各情報保有機関と中間サーバー及び情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	【事務の概要】 学校保健安全法及び山口市就学援助費交付要綱の規定に基づき、義務教育の円滑な実施に資することを目的として、経済的理由で就学困難と認められる市内の小中学校に在学する児童生徒又は就学予定者の保護者に対し、学校で必要となる諸経費の援助を行っている。 (略) なお、上記の事務に関して、番号法別表第二及び番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則に基づき、各情報保有機関と中間サーバー及び情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月28日	I 関連情報_3. 個人番号の利用_法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項及び別表第一の27の項 ・山口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項及び別表第一の27の項 ・山口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第一の9の項 	事後	
平成29年12月28日	I 関連情報_4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携_②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号及び別表第二26、87の項 <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号及び別表第二38の項 <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第14号及び番号法第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則 ・山口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 	<p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号及び別表第二26、87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19、44条 <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号及び別表第二38の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第24条 ・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 <ul style="list-style-type: none"> ・山口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第一の9の項 	事後	
平成31年3月29日	I 関連情報_4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携_②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠) (略)</p> <p>(情報照会の根拠) (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第一の9の項 	<p>(情報提供の根拠) (略)</p> <p>(情報照会の根拠) (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第一の12の項 	事後	
平成31年3月29日	I 関連情報_5. 評価実施機関における担当部署_②所属長	課長 江山 稔	学校教育課長	事後	
平成31年3月29日	II しきい値判断_1. 対象人数_いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成31年2月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	II しきい値判断_2. 取扱者数_いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成31年2月1日 時点	事後	
平成31年3月29日	IV リスク対策	<新規>	評価書のとおり	事後	